

○児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則

平成27年6月15日

規則第177号

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則を
公布する。

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年大阪市条例第35

号)第2条第2項の規定に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員70人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長及び教育委員会が協議して定める執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長及び教育委員会が協議して定める執行機関が
適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものと
する。

(部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理し、並びに部会における調査
審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名す
る委員がその職務を代理する。

(委員の除斥)

第7条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥さ
れる。

(1) 委員が委員会の調査審議する児童等（児童、生徒及び幼児をいう。以下同
じ。）がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案（以下「調査事案」
という。）に業務上関係のある職員（以下「関係職員」という。）又はその配偶
者、4親等内の親族若しくは同居の親族であり、又はあったとき

(2) 委員が当該調査事案において被害を受け、又は与えた児童等の4親等内の親族
又は同居の親族であり、又はあったとき

(3) 委員が前2号に掲げる者の代理人又は補佐人であり、又はあったとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の事務の遂行の公正を妨げるべき事情があ
ると市長及び教育委員会が協議して定める執行機関が認めるとき

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の運営)

第10条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第8条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

2 委員会は、前項において準用する第8条第3項の規定により部会の議事が決されたときは、当該決議をもって委員会の決議とすることができる。

(意見の具申)

第11条 委員会は、調査審議を終えたときは、速やかにその結果を取りまとめ、市長又は教育委員会に対し、是正のために必要な措置、再発防止のために必要な措置その他の措置に関する意見を具申するものとする。

2 市長及び教育委員会は、前項の規定による意見の具申がされたときは、当該意見の内容を公表するものとする。ただし、当該調査事案において被害を受けた児童等又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を現に監護する者をいう。）が公表を希望しない場合は、この限りでない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、市長及び教育委員会が協議して定める執行機関の内部組織において処理する。

(施行の細目)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。